

通達甲（総. 広. 広1）第5号

昭和63年5月9日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁シンボルマスコット等活用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、「警視庁シンボルマスコット等活用要綱」を制定し、昭和63年5月9日から運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

警視庁シンボルマスコット「ピーポくん」及び「ピーポくんファミリー」は、警視庁が都民とのきずなを一層深め、円滑な警察活動を推進するための施策の一環として制定した。

これに基づき、各所属においては幅広い活用をするなど、名実ともに定着してきたことから、今後、より有効かつ適切な活用を図るため、警視庁シンボルマスコット等活用要綱を制定したものである。

別添

警視庁シンボルマスコット等活用要綱

第1 目的

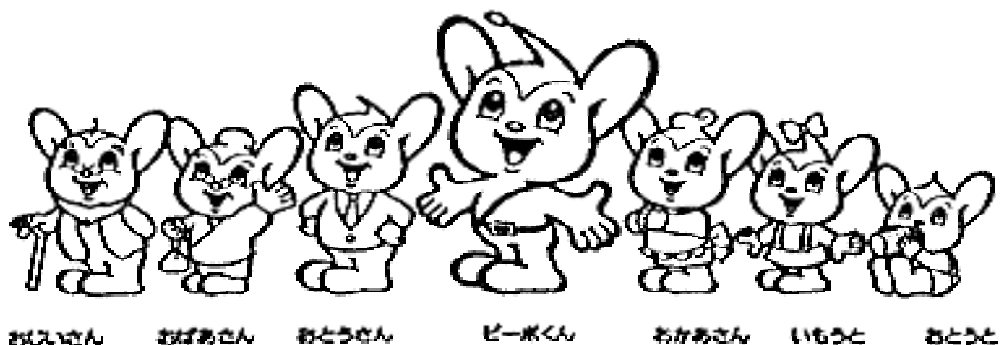
この要綱は、警視庁シンボルマスコット「ピーポくん」及び「ピーポくんファミリー」（以下「シンボルマスコット等」という。）の有効かつ適切な活用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 シンボルマスコット等の基本図形

- 1 ピーポくんの基本図形は、次のとおりとする。



2 ピーポくんファミリーの基本図形は、次のとおりとする。



第3 制作基準

シンボルマスコット等の制作は、別に定める「ピーポくん使用マニュアル」及び「ピーポくんファミリー使用マニュアル」により行うものとする。

第4 活用基準

1 活用範囲

シンボルマスコット等は、平素の警察活動をはじめ、交通安全運動、防犯運動等の各種行事及び都民との交流の機会において、有効かつ適切に活用するものとし、次の物品等に用いることができる。

- (1) 名刺、ポスター、パンフレット等の印刷物
- (2) 便せん、封筒等の事務用品
- (3) たれ幕、プラカード等の看板類
- (4) 風船、ぬいぐるみ等のがん具類
- (5) その他総務部長が定めるもの

2 活用上の留意事項

- (1) シンボルマスコット等を用いたポスター、シール等は、風俗営業所等の取締り対象場所に掲示しないこと。
- (2) 警告書、呼出状等、職権を行使するための文書等には用いないこと。
- (3) ピーポくんファミリーを活用する場合は、必ず、ピーポくんを主役にする事。

第5 その他

- 1 この要綱に定める以外の方法によりシンボルマスコット等を制作又は活用するときは、事前に総務部長（広報課広報第三係経由）に書面で上申し、承認を受けるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、シンボルマスコット等に関する必要な事項は別に定めるものとする。